

岩手県告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成30年9月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市前九年二丁目、前九年三丁目及び安倍館町
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月3日から平成31年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）